

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」における検討結果について

予防課

1 はじめに

令和3年12月17日に大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことから、総務省消防庁と国土交通省では、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、階段が一つしか設けられていないビルにおいて今後取り組むべき防火・避難対策等について検討してきた。

このことについて、先般、報告書がとりまとめられ、令和4年6月28日に公表された。

以下、検討結果のポイントについて紹介する。

2 検討結果のポイント

1 火災シミュレーションによる避難可能性の検証の結果

廊下の扉が閉鎖された場合は、診療所奥の廊下、診察室の一酸化炭素濃度の上昇及び酸素濃度低下を大幅に抑制できることがわかった。

以下、廊下の扉が開放された場合の診察室における一酸化炭素濃度及び酸素濃度を図1に、廊下の扉が閉鎖された場合の診察室における一酸化炭素濃度及び酸素濃度を図2に、階段室及び廊下の扉を閉めた場合の火災シミュレーションの結果を図3に示す。

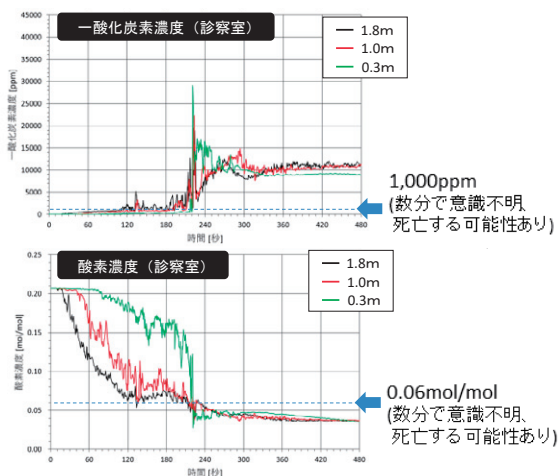


図1 廊下の扉が開放された場合の診察室における一酸化炭素濃度及び酸素濃度

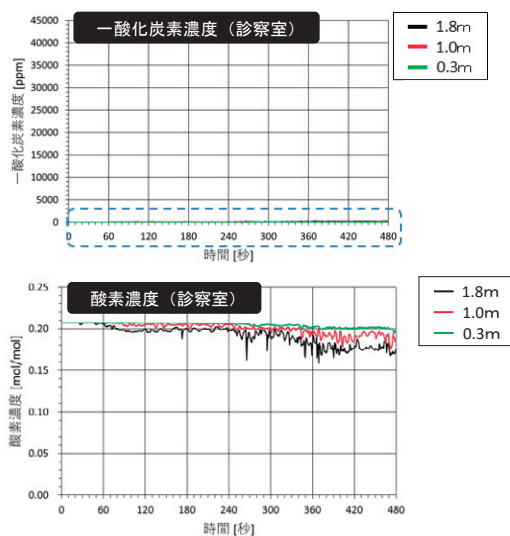


図2 廊下の扉が閉鎖された場合の診察室における一酸化炭素濃度及び酸素濃度

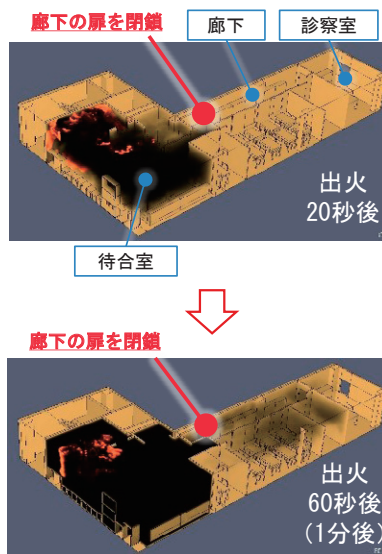


図3 階段室及び廊下の扉を閉めた場合の火災シミュレーションの結果

このことから、火災発生時には、速やかに火災発生場所と避難場所を閉鎖の確実性に配慮された扉で区画することが効果的であると考えられる。



2 今後の防火・避難対策等の基本的な考え方

(1) 総論

大阪市北区ビル火災は、大量のガソリンに着火した火災であり、一般の建物における可燃物の火災に比べ、延焼拡大が極めて速いものであったと考えられる。このような大量のガソリンが建物内に存することは通常は考えられず、さらに、大阪市北区ビル火災は、当該建物における唯一の避難経路である階段付近で人為的に火災を生じさせるなど、在館者の避難を困難とする方法で放火されたものであり、建物における失火等の現行法令が想定する「一般的な火災」ではなく、「特殊な火災」にあたるものと考えられる。

このような特殊な火災に対しては、防火・避難対策等により十分な安全性を確保することは容易でなく、規制的手法は社会への負担が大きいことから、誘導的な対策を基本とすべきである。

また、今般の火災建物のような直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、そのリスクを平時から下げる対策を講じていくこととすべきである。

具体的には、以下の対策を講じるべきである。

ア 直通階段が一つの建築物について、少しでもリスクを軽減するための誘導的な手立てとして、次の3つの切り口から、建築物や消防設備・防火管理等に係る対策について、行政による指導・誘導策や所有者等による自発的な対策などをパッケージとして提示。

- ・建築物の安全性向上に向けた誘導策
- ・安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置
- ・法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策

イ 被害を軽減することができる製品の技術開発の

促進。

ウ 危険物の取扱いに係る適正な運用の徹底。

(2) 具体的な対策

ア 防火・避難対策

(ア) 直通階段が一つの建築物に係る対策

- 直通階段が一つの建築物について、
 - ・建築物の安全性向上に向けた誘導策
 - ・安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置
 - ・法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策
- という3つの切り口から、建築物や消防設備・防火管理等に係る対策について、行政側による指導・誘導策や所有者等による自発的な対策などをパッケージとして提示していくべきである。

(イ) 研究開発

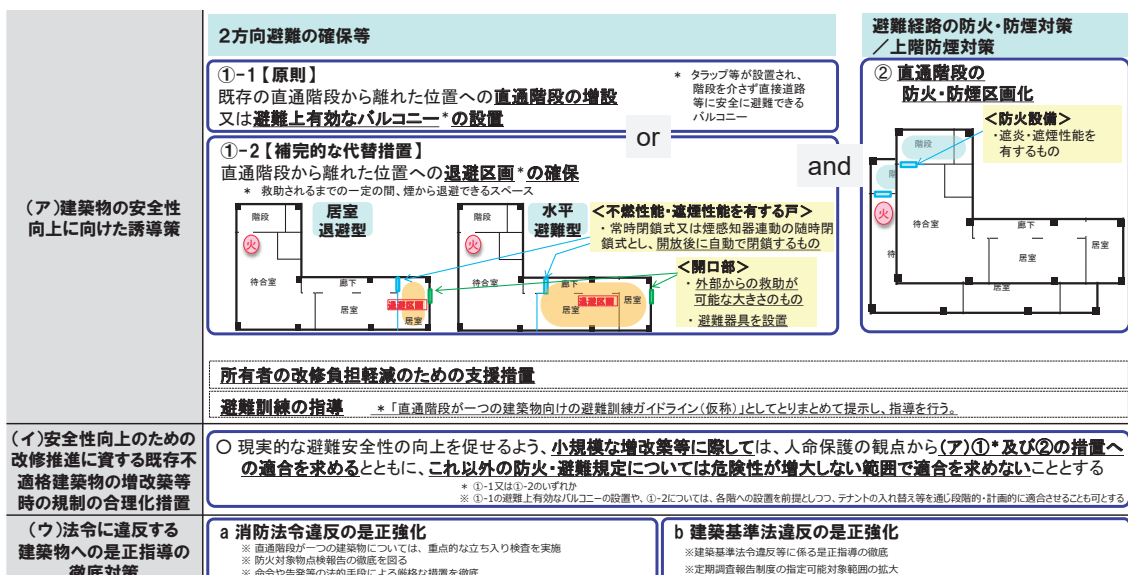
ガソリン等による火災が発生した際に被害を軽減することができる製品の技術開発を促進することは、有効な対策の一つになり得ると考えられる。

イ 危険物の取扱い

ガソリンは国民生活に欠かせない物質であり、その販売規制については、国民の安全性と利便性のバランスを十分考慮すべきである。このため現在義務付けられているガソリンスタンドにおける顧客の本人確認等の適正な運用を徹底すること等に取り組むべきである。

3 具体的な対策の概要

(1) 直通階段が一つの建築物に係る対策



(2) 研究開発

ガソリン等による火災が発生した際に被害を軽減することができる製品の技術開発を促進することは、有効な対策の一つになり得ると考えられる。

このため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金）※により、ガソリン火災対策に資する資機材等の研究開発を推進していくべきである。

【研究開発の例】

- ・ガソリン火災の消火又は抑制に資する資機材等
- ・散布されたガソリンの着火防止資機材等
- ・その他、避難等に資する資機材等

さらに、これらの研究で得られた成果や関連する技術については、消防機関への周知や、防災イベント等での紹介、消防庁HPへの掲載等により、社会実装を後押しするべきである。

※ 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金）

提案公募の形式により消防機関が直面する課題の解決に向けて、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、高い意義が認められる提案者に対して研究を委託し、国民が安心・安全に暮らせる社会を実現することを目的に、平成15年に創設されたもの。令和4年度までに179件の研究開発課題を採択。

(3) 危険物の取扱い

ガソリンは国民生活に欠かせない物質であり、その販売規制については、国民の安全性と利便性のバランスを十分考慮するべきである。

例えば、ガソリンスタンドにおけるガソリン購入について登録制を導入することが考えられるが、登録については本人申請となるため、届出の内容について消防機関は真正性を確認できず、かつ、登録どおりに使用したか調査することが非常に困難である。また、自動車等からガソリンを抜き取ったり登録証を偽造して購入したりしてガソリンを入手することも考えられる。

このことから、登録制による同種の事案を抑止する効果については、現在義務付けられている顧客の本人確認等と比べて大きく変わらないと考えられる。

一方で、農作業、除雪、建設事業等で多くの方がガソリンを使用しているが、登録の申請や登録証の携帯が大きな負担となり、ガソリンの購入が難しくなるため、国民生活の利便性が大きく低下するおそれがある。

このため、ガソリンスタンドにおけるガソリンの適正な販売をより担保するため、消防隊による見回り等により、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用を徹底するべきである。

また、京都アニメーションにおける爆発火災を踏まえ、ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合には警察へ通報するようガソリンスタンドに対して依頼しているが、新たに作成する通報要領も併せて再度周知徹底を図る。

今回の放火火災は、「一般的な火災」ではなく「特殊な火災」であり、より強い規制が一般の国民生活に影響を及ぼすことについては様々な意見があることを踏まえ、国民の理解の深化に伴い、検討を進めていくことが望まれる。

3 おわりに

ここまで、検討結果のポイントについて概観した。

総務省消防庁及び国土交通省では、本検討結果を踏まえ、直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修や避難行動のガイドラインの策定、消防法令違反及び建築基準法令違反の是正強化などの対策を講じることとしている。

また、総務省消防庁では、令和4年7月11日付け消防予第352号『『大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会』の結果を踏まえた消防法令違反の是正の徹底について』により、直通階段が一つの防火対象物における消防法令違反の是正の徹底について、各都道府県消防防災主管部長宛て通知した。

なお、大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書の全文は、総務省消防庁ホームページに掲載している。https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-109.html

今後も、同報告書等を踏まえ、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

問合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523